*感染症による出席停止について

学校での感染症の流行を防ぐために、以下の感染症にかかった生徒の出席を停止します。 これらの出席停止は、学校保健安全法第19条に基づいて行われます。

重類	感染症名	出席停止期間
^{だい} 第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブル グ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテ リア、重症急性呼吸器症候群(ベータコロナウ イルス属SARS コロナウイルス)、中東呼吸器症候 群(ベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルス)、 特定鳥インフルエンザ	*新型コロナウイルス感染症" 治癒するまで "新型コロナウイルス感染症" ※「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」 及び「新感染症」は第1種の感染症とみなす。
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) ひゃくにちばき 百日咳	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで 1000 世間 では、1000 世間では、1000 では、1000 では、100
	 麻しん(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	プァラミラはいじかせんえん 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	腫れが出た後 5 日を経過し、かつ全身 状態が良好になるまで
	園しん (3台ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
	けっかく すいまくえんきんせい 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病 状 により医師によって感染のおそれがないと ぬめられるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、*その他の感染症	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで *その他の感染症は、必要があれば学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。

インフルエンザの場合は、「インフルエンザ治**癒報告書」**を保護者の方で記入していただき、**必ず処方された薬の説明書を添付**して、学校へ提出してください。

インフルエンザ以外の感染症の出席停止は、「出席停止証明書」、「治癒証明(登校許可) 証明書」を主治医に記入してもらい、登校許可が出たら学校へ提出してください。 書類は、学校のホームページ(定時制→保健室へ)からダウンロードできます。

※氏名、病名、出席停止期間が記載されていれば、この様式でなくてもかまいません。